

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		観覧料等の減免
根拠条例・規則等名		さいたま市岩槻人形博物館条例・さいたま市岩槻人形博物館条例施行規則
条 項		条例第 14 条 施行規則第 6 条
所 管 部 課		スポーツ文化局 文化部 岩槻人形博物館 (電話：048-749-0223)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかの用件を満たすこと。 (1)教育課程に基づく学習活動として、学生、生徒又は児童及びその引率者が利用する場合。 (2)市又は国、他の地方公共団体その他公共団体が主催する事業の用に供する場合。 (3)前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合。
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 週間
	設定等年月日	令和 2 年 2 月 22 日設定 年 月 日最終改正
備 考		